附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（初心運転者標識の表示義務に関する経過措置）

第二条　改正法による改正後の道路交通法第七十一条の五第二項（準中型自動車免許を受けた者に係る部分に限る。）及びこの政令による改正後の道路交通法施行令第二十六条の四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行後に準中型自動車免許を受けた者について適用する。

（駐車場法施行令の一部改正）

第三条　駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同条第七号中「第四十四条各号」を「第四十四条各号」に改める。

第七条第一項第一号イ中「第四十四条各号」を「第四十四条第一項各号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条第一号」を「第四十四条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

（自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令の一部改正）

第四条　自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和三十四年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十四条各号」を「第四十四条第一項各号」に、「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同条第四項中「すみ切り」を「隅切り」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

府令

○内閣府令第七十号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二及び第三項第二号、第十七条第三項、第四十四条第二項第二号並びに第六十三条の三の規定に基づき、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第七条の十四）	第一章　総則（第一条―第七条の十六）
［第二章～第九章　略］	［第二章～第九章　同上］
附則	附則
（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）	（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）
第一条の三　法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	**第一条の三**　［同上］
一　人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。	一　［同上］
［イ　略］	［イ　同上］

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百二十四号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和二年十一月三十日」を「令和三年十一月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
外務大臣　茂木　敏充